

政令第七十八号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の施行に伴い、並びに同法附則第八条第三項及び第八項、第九条第三項（同法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条並びに第二十条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第二十二條）

第二章 経過措置（第二十三條―第二十八條）

附則

第一章 関係政令の整備等

（中小企業退職金共済法施行令の一部改正）

第一条 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「この条において」を削る。

第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金

第十一条を削る。

第十条第二号中「、別表第五から別表第七までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表」を「指定表」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「四十二月以下」を「二十四月以上四十二月以下」に改め、「（特定業種掛金月額（掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、同条の例による。）をいう。次号において同じ。）

」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 二十三月以下 特定業種区分掛金納付月数（特定業種掛金月額（掛金の月額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。次条及び第十四条において同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、前条の例による。）をいう。以下同じ。）に応じ別表第一の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）

第十条に次の一項を加える。

2 前項第三号の指定表とは、別表第六から別表第八までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表をいう。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）

第九条 法第三十一条の二第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。第七項各号列記以外の部分及び第九項において同じ。）の政令で定める金額は、廃止団体に法第三十一条第一項の規定により引き渡された金額及び所得税法施行令第七十三条第一項第八号ハの規定により引き渡された金額とする。

2 法第三十一条の二第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第一の式により定まる金額とする。

3 法第三十一条の二第二項の政令で定める月数は、被共済者が退職金共済に関する契約の被共済者であった期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録第一において「各月数」という。）のうち、付録第一の式により各月数により定まる金額が受入金額を超えない範囲内において最大となるもの（法第十八条及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の申出に係る被共済者その他厚生労働省令で定める者にあつては、零月）とする。

4 法第三十一条の二第三項第一号の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

5 法第三十一条の二第七項の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

6 法第三十一条の二第九項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第三項第一号に規定する計算後残余額（次項第一号において「計算後残余額」という。）

二 法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額（次項第二号において「元利合計額」という。）

7 法第三十条第四項又は第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受け

る被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、第三十一条の二第三項及び第七項並びに第十五条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定にかかわらず、法第二十九条第一項若しくは第二項（法第三十条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条第二項又は第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定により算定される退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 法第三十条第四項又は第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 計算後残余額

二 法第三十条第四項又は第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合 元利合計額

8 法第三十一条の二第九項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項の退職金の額の算定に係る規定の例により計算して得た額とする。

9 前三項に規定する場合のほか、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者に係る退職金等の額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十三条を削る。

第十二条中「別表第八等（別表第五に係る特定業種にあつては別表第八、別表第六に係る特定業種にあつては別表第九、別表第七に係る特定業種にあつては別表第十をいう。以下この条において同じ。）の上欄」を「中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数を上限とする各月数に応じ別表第九等の下欄」に、「いずれかの金額」を「金額のいずれか」に、「別表第八等の上欄」を「別表第九等の下欄」に、「別表第八等の下欄」を「別表第九等の上欄」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等）

第十二条 法第四十六条第二項の政令で定める金額は、被共済者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数に応じ乙特定業種に係る別表第九等（別表第六に係る特定業種にあつては別表第九、別表第七に係る特定業種にあつては別表第十、別表第八に係る特定業種にあつては別表第十一をいう。次条及び第十四条第一項において同じ。）の下欄に定める金額に、当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した乙特定業種に係る特定業種掛金月額（次項及び第四項第一号において「移動時特定業種掛金月額」という。）を千円で除して得た数を乗じて得た金額のうち、法第四十六条第一項の規定により繰り入れられた金額を超えない範囲内において最大となるものとする。

2 法第四十六条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する前条第一項の規定の適用については、前項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数に相当する月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

3 法第四十六条第二項に規定する残余の額を有する特定業種退職金共済契約の被共済者に係る退職金の

額は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該被共済者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数につき、当該残余の額に対し、次の各号に掲げる特定業種の区分に応じ、当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額（次項及び第五項において「計算後残余額」という。）を加算して得た額とする。

一 別表第六に係る特定業種 年三パーセント

二 別表第七に係る特定業種 年二・三パーセント

三 別表第八に係る特定業種 年〇・五パーセント

4 乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に第二項の相当する月数を加えた月数（次項において「通算後特定業種掛金納付月数」という。）が二十四月（その者が法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月。第一号及び次項において同じ。）未満である場合における退職金の額は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数にその者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月

数を加えた月数（以下この号において「合算月数」という。）が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額を特定業種掛金月額とし、合算月数を特定業種区分掛金納付月数として、前条第一項の規定を適用した場合に得られる額（その額が第一項の政令で定める金額に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）に計算後残余额を加算して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に、乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余额を加算して得た額

5 通算後特定業種掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余额を加算して得た額が前条第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、前条第一項及びこの条第三項の規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

第十四条を次のように改める。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等）

第十四条 法第五十五条第二項の政令で定める金額は、被共済者の掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数に応じ別表第九等の下欄に定める金額に、当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額（次項及び第四項第一号において「移動時特定業種掛金月額」という。）を千円で除して得た数を乗じて得た金額のうち、同条第一項の規定により繰り入れられた金額を超えない範囲内において最大となるものとする。

2 法第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する第十一条第一項の規定の適用については、前項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数に相当する月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

3 法第五十五条第二項に規定する残余の額を有する特定業種退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、特定業種掛金納付月数に

相当する月数につき、当該残余の額に対し、第十二条第三項各号に掲げる特定業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額（次項及び第五項において「計算後残余額」という。）を加算して得た額とする。

4 特定業種掛金納付月数に第二項の相当する月数を加えた月数（次項において「通算後特定業種掛金納付月数」という。）が二十四月（その者が法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月。第一号及び次項において同じ。）未満である場合における退職金の額は、第十一条第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数（以下この号において「合算月数」という。）が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額を特定業種掛金月額とし、合算月数を特定業種区分掛金納付月数として、第十一条第一項の規定を適用した場合に得られる額（その額が第一項の政令で定める金額に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第五十五条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）に計算後残余額を加算して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額

5 通算後特定業種掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が第十一条第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、第十一条第一項及びこの条第三項の規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とし、第二十六条を第二十八条とする。

第二十五条第一項第二号中「第十八条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条を第二十六条とする。

第二十三条第二項第三号中「第十八条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条第二項中「第十八条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号」に改め、同条を第二十四条

とする。

第二十一条を第二十三条とし、第十六条から第二十条までを二条ずつ繰り下げ、第十五条の二を第十七条とする。

第十五条中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合における掛金納付月数への通算に係る金額等）

第十五条 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の政令で定める金額は、被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数（付録第二において「各月数」という。）に応じ別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第二の式により定まる金額のうち、同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰り入れられた金額（付録第二において「繰入金額」という。）を超えない範囲内において当該定まる金額の算定の基礎とされた月数が最大となるものとする。

2 法第五十五条第四項に規定する場合に係る退職金共済契約の被共済者（以下この条において「移動被共済者」という。）のうち、特定業種掛金納付月数に掛金納付月数を加えた月数（第九項第一号において「合算月数」という。）が十二月以上となる者に関して法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の繰入れがあつた後に行われる退職金共済契約に係る退職金の支給については、法第十条第一項ただし書（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 移動被共済者に対する法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から第一項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数分遡つた月において同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項において「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該移動被共済者に係る掛金月額（第九項第一号において「移動時掛金月額」という。）に相当する額の掛金月額により納付されたものとみ

なす。

4 みなし加入日が平成三年四月一日前の日である移動被共済者に対する法第十条第二項第三号（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号口中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。

5 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項に規定する残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、年一パーセントの利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該繰入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。以下この条において「計算後残余額」という。）を加算して得た額とする。

6 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第

三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

7 法第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第五項に規定する残余の額を有する退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項並びに法第三十条第二項並びにこの条第五項の規定にかかわらず、法第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に計算後残余額を加算した額とする。

8 前項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 掛金納付月数（法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金（以下この項において「みなし納付掛金」という。）に係る掛金納付月数を含む。次項及び第十一項において同じ。）が二十四月（退職が死亡による場合にあつては、十二月。以下この条において同じ。）未満である移動被共済者に係る退職金及び解約手当金の額は、法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 合算月数が二十四月未満である場合 移動時掛金月額を掛金月額とし、合算月数を区分掛金納付月数として、法第十条第二項第一号の規定を適用した場合に得られる額（その額が第一項の政令で定める金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金（みなし納付掛金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）に計算後残余額を加算して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に、退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額

10 掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が法第十条第二項又はこの条第五項若しくは第六項の規定により算定した額を超える移動被共済者（次項において「調整被共済者」という。）に係る退職金及び解約手当金の額は、これらの規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

11 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合又は調整被共済者である場合における退職金及び解約手当金の額は、前四項の規定にかかわらず、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合 第九項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額（法第三十条第二項第二号イに規定する計算後受入金額をいう。次号において同じ。）を加算して得た額
- 二 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、調整被共済者である場合 前項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額を加算して得た額

別表第一中「第一条」の下に「、第十一条」を加える。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五（第九条、第十五条関係）

月数	金額
〇月	〇円
一月	一、〇一〇円
二月	二、〇二〇円

一五月	一四月	一三月	一二月	一一月	一〇月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月
一六、一三〇円	一五、〇四〇円	一三、九六〇円	一二、八九〇円	一一、七八〇円	一〇、六四〇円	九、五二〇円	八、四一〇円	七、三一〇円	六、二三〇円	五、一六〇円	四、一一〇円	三、〇六〇円

一六月	一七、二二〇円
一七月	一八、三二〇円
一八月	一九、四二〇円
一九月	二〇、五三〇円
二〇月	二一、六五〇円
二一月	二二、七六〇円
二二月	二三、八九〇円
二三月	二五、〇二〇円
二三月に一月から二二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二五、〇二〇円に、上欄で二三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇〇〇 円を加えて得た額
三五月に一月から二二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三七、〇六〇円に、上欄で三五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇一〇

<p>四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>円を加えて得た額</p>
<p>五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四九、一三〇円に、上欄で四七月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇〇〇 円を加えて得た額</p>
<p>七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六一、〇九〇円に、上欄で五九月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇七〇 円を加えて得た額</p>
<p>八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>七三、八九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇八〇 円を加えて得た額</p>
<p>八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八六、八一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇九〇 円を加えて得た額</p>

<p>九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>九九、八三〇円に、上欄で九五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、一〇〇 円を加えて得た額</p>
<p>一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一一二、九六〇円に、上欄で一〇七月に加えた月 数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、一 〇円を加えて得た額</p>
<p>一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一二六、二一〇円に、上欄で一一九月に加えた月 数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、一 二〇円を加えて得た額</p>
<p>一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一三九、五九〇円に、上欄で一三一月に加えた月 数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、一 三〇円を加えて得た額</p>
<p>一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>一五三、一一〇円に、上欄で一四三月に加えた月</p>

<p>れ加えて得た月数</p>	<p>数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一四〇円を加えて得た額</p>
<p>一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一六六、七五〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一五〇円を加えて得た額</p>
<p>一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一八〇、五二〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一六〇円を加えて得た額</p>
<p>一七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一九四、四二〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一七〇円を加えて得た額</p>
<p>一九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二〇八、四六〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一</p>

<p>二〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八〇円を加えて得た額</p>
<p>二一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二二二、六四〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額</p>
<p>二二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二三六、九七〇円に、上欄で二一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二一〇円を加えて得た額</p>
<p>二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二五一、四四〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額</p>
<p>二四一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二六六、〇五〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二三〇円を加えて得た額</p>

<p>二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二八〇、八一〇円に、上欄で二五一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二四〇円を加えて得た額</p>
<p>二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二九五、七〇〇円に、上欄で二六三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二六〇円を加えて得た額</p>
<p>二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三一〇、七五〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二七〇円を加えて得た額</p>
<p>二八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三二五、九五〇円に、上欄で二八七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二八〇円を加えて得た額</p>
<p>二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>三四一、三〇〇円に、上欄で二九九月に加えた月</p>

<p>れ加えて得た月数</p>	<p>数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、二 九〇円を加えて得た額</p>
<p>三十一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三五六、七九〇円に、上欄で三十一月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、三一〇円を加えて得た額</p>
<p>三二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三七二、四四〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、三二〇円を加えて得た額</p>
<p>三三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三八八、二五〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、三三〇円を加えて得た額</p>
<p>三四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四〇四、二一〇円に、上欄で三四七月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、三</p>

	四〇円を加えて得た額
<p>三五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四二〇、三二〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三六〇円を加えて得た額</p>
<p>三七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四三六、六〇〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額</p>
<p>三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四五三、〇四〇円に、上欄で三八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三八〇円を加えて得た額</p>
<p>三九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四六九、六二〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四〇〇円を加えて得た額</p>

<p>四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四八六、三七〇円に、上欄で四〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四一〇円を加えて得た額</p>
<p>四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五〇三、二八〇円に、上欄で四一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四二〇円を加えて得た額</p>
<p>四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五二〇、三四〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四四〇円を加えて得た額</p>
<p>四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五三七、五七〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四五〇円を加えて得た額</p>
<p>四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>五五四、九五〇円に、上欄で四五五月に加えた月</p>

<p>れ加えて得た月数</p>	<p>数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、四六〇円を加えて得た額</p>
<p>四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五七二、四九〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、四八〇円を加えて得た額</p>
<p>四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五九〇、二〇〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、四九〇円を加えて得た額</p>
<p>四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六〇八、〇六〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、五一〇円を加えて得た額</p>
<p>五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六二六、一一〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、五</p>

別表第六（第十一条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から四八月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額
四九月から五九月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額

五四〇月	六八二、七七〇円
五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六六二、七〇〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五四〇円を加えて得た額
五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三〇円を加えて得た額
五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二〇円を加えて得た額

六〇月から八七月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
八八月から一一一月まで	一、四〇〇円を前月金額に加算した金額
一一二月から一二九月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
一三〇月から一三八月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一三九月から一四一月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
一四二月から一五九月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一六〇月から一七四月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
一七五月から一八〇月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一八一月から二一〇月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
二一一月から二四〇月まで	一、八〇〇円を前月金額に加算した金額
二四一月から二六四月まで	一、九〇〇円を前月金額に加算した金額
二六五月から二八八月まで	二、〇〇〇円を前月金額に加算した金額
二八九月から三一二月まで	二、一〇〇円を前月金額に加算した金額

三 一 三 月 か ら 三 三 三 月 ま で	二、二〇〇円を前月金額に加算した金額
三 三 四 月 か ら 三 五 四 月 ま で	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
三 五 五 月 か ら 三 七 二 月 ま で	二、四〇〇円を前月金額に加算した金額
三 七 三 月 か ら 三 九 〇 月 ま で	二、五〇〇円を前月金額に加算した金額
三 九 一 月 か ら 四 〇 八 月 ま で	二、六〇〇円を前月金額に加算した金額
四 〇 九 月 か ら 四 二 六 月 ま で	二、七〇〇円を前月金額に加算した金額
四 二 七 月 か ら 四 四 二 月 ま で	二、八〇〇円を前月金額に加算した金額
四 四 三 月 か ら 四 五 六 月 ま で	二、九〇〇円を前月金額に加算した金額
四 五 七 月 か ら 四 六 八 月 ま で	三、〇〇〇円を前月金額に加算した金額
四 六 九 月 か ら 四 八 〇 月 ま で	三、一〇〇円を前月金額に加算した金額
四 八 一 月 か ら 四 九 二 月 ま で	三、二〇〇円を前月金額に加算した金額
四 九 三 月 か ら 五 〇 四 月 ま で	三、三〇〇円を前月金額に加算した金額
五 〇 五 月 か ら 五 一 六 月 ま で	三、四〇〇円を前月金額に加算した金額

五一七月から五二八月まで	三、五〇〇円を前月金額に加算した金額
五二九月から五四〇月まで	三、六〇〇円を前月金額に加算した金額
五四一月以上の月数	当該月数から一二減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額

別表第八を削る。

別表第七中「第十条」を「第十一条」に改め、同表を別表第八とし、別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第十一条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から六二月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額
六三月から八六月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
八七月から一〇六月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
一〇七月から一一九月まで	一、四〇〇円を前月金額に加算した金額

一三〇月から一三一月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
一三二月から一四二月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一四三月及び一四四月	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
一四五月から一五三月まで	一、八〇〇円を前月金額に加算した金額
一五四月から一六〇月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
一六一月から一七一月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一七二月から一七六月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
一七七月から一八〇月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
一八一月から二二五月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
二二六月から二七〇月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
二七一月から三二〇月まで	一、七〇〇円を前月金額に加算した金額
三二一月から三四〇月まで	一、八〇〇円を前月金額に加算した金額
三四一月から三七五月まで	一、九〇〇円を前月金額に加算した金額

	三七六月から四一五月まで	二、〇〇〇円を前月金額に加算した金額
	四一六月から四五五月まで	二、一〇〇円を前月金額に加算した金額
	四五六月から四九五月まで	二、二〇〇円を前月金額に加算した金額
	四九六月から五四〇月まで	二、三〇〇円を前月金額に加算した金額
	五四一月以上の月数	当該月数から一二減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九（第十二条―第十四条関係）

月数	金額
一月以下の月数	一、一一〇円に月数を乗じて得た額
一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一二、一二〇円に、上欄で一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額

<p>二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二六、八三〇円に、上欄で二三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、一五〇 円を加えて得た額</p>
<p>三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四〇、五八〇円に、上欄で三五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇 円を加えて得た額</p>
<p>四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五四、九三〇円に、上欄で四七月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、二四〇 円を加えて得た額</p>
<p>五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六九、七二〇円に、上欄で五九月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、二八〇 円を加えて得た額</p>
<p>七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>八五、〇六〇円に、上欄で七一月に加えた月数に</p>

<p>加えて得た月数</p>	<p>応じて、当該加えた月数の一月につき一、三一〇円を加えて得た額</p>
<p>八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一〇〇、六九〇円に、上欄で八三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、三四〇円を加えて得た額</p>
<p>九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一一六、七四〇円に、上欄で九五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額</p>
<p>一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一三三、一六〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、四一〇円を加えて得た額</p>
<p>一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一五〇、〇一〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、四六〇円を加えて得た額</p>

<p>一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四〇円を加えて得た額</p>
<p>一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一六七、二三〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四七〇円を加えて得た額</p>
<p>一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一八四、八〇〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五〇〇円を加えて得た額</p>
<p>一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二〇二、七八〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五三〇円を加えて得た額</p>
<p>一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二二一、一六〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五七〇円を加えて得た額</p>

<p>一七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二三九、九〇〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六一〇円を加えて得た額</p>
<p>一九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二五九、一三〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六五〇円を加えて得た額</p>
<p>二〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二七八、八四〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六九〇円を加えて得た額</p>
<p>二一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二九九、一一〇円に、上欄で二一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、七三〇円を加えて得た額</p>
<p>二二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>三一九、八七〇円に、上欄で二二七月に加えた月</p>

<p>れ加えて得た月数</p>	<p>数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、七 八〇円を加えて得た額</p>
<p>二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三四一、二〇〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、八三〇円を加えて得た額</p>
<p>二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三六三、一一〇円に、上欄で二五一月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、八八〇円を加えて得た額</p>
<p>二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三八五、六一〇円に、上欄で二六三月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、九三〇円を加えて得た額</p>
<p>二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四〇八、七三〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、九</p>

<p>二八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八〇円を加えて得た額</p>
<p>二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四三二、四八〇円に、上欄で二八七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、〇四〇円を加えて得た額</p>
<p>三一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四五六、八八〇円に、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、〇九〇円を加えて得た額</p>
<p>三二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四八一、九五〇円に、上欄で三一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一五〇円を加えて得た額</p>
<p>三二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五〇七、七三〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一〇円を加えて得た額</p>

<p>三三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五三四、二三〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、二八〇円を加えて得た額</p>
<p>三四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五六一、四九〇円に、上欄で三四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、三四〇円を加えて得た額</p>
<p>三五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五八九、五三〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、四一〇円を加えて得た額</p>
<p>三七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六一八、三八〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、四八〇円を加えて得た額</p>
<p>三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>六四八、〇五〇円に、上欄で三八三月に加えた月</p>

<p>れ加えて得た月数</p>	<p>数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、五〇〇円を加えて得た額</p>
<p>三九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六七八、六一〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、六三〇円を加えて得た額</p>
<p>四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>七一〇、〇四〇円に、上欄で四〇七月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、七〇〇円を加えて得た額</p>
<p>四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>七四二、四〇〇円に、上欄で四一九月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、七九〇円を加えて得た額</p>
<p>四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>七七五、七八〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、八</p>

<p>四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八〇円を加えて得た額</p>
<p>四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八一〇、二〇〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、九七〇円を加えて得た額</p>
<p>四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八四五、七一〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき三、〇六〇円を加えて得た額</p>
<p>四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八八二、三九〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき三、一六〇円を加えて得た額</p>
<p>四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>九二〇、二四〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき三、二六〇円を加えて得た額</p>

<p>四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>九五九、二五〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき三、三六〇円を加えて得た額</p>
<p>五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>九九九、五〇〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき三、四六〇円を加えて得た額</p>
<p>五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一、〇四〇、八九〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき三、五七〇円を加えて得た額</p>
<p>五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一、〇八三、五八〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき三、六七〇円を加えて得た額</p>
<p>五四〇月</p>	<p>一、一三一、三〇〇円</p>

別表第十（第十二条―第十四条関係）

月数	金額
<p>一月以下の月数</p>	<p>一、一一〇円に月数を乗じて得た額</p>
<p>一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一二、〇二〇円に、上欄で一月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、二九〇 円を加えて得た額</p>
<p>二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二七、六九〇円に、上欄で二三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、一三〇 円を加えて得た額</p>
<p>三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四一、一五〇円に、上欄で三五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、一七〇 円を加えて得た額</p>
<p>四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>五五、一六〇円に、上欄で四七月に加えた月数に</p>

<p>加えて得た月数</p>	<p>応じて、当該加えた月数の一月につき一、二一〇円を加えて得た額</p>
<p>五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六九、六三〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二四〇円を加えて得た額</p>
<p>七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八四、四九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二七〇円を加えて得た額</p>
<p>八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>九九、七一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三〇〇円を加えて得た額</p>
<p>九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一一五、二九〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三三</p>

<p>一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>〇円を加えて得た額</p>
<p>一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一三一、一七〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三五〇円を加えて得た額</p>
<p>一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一四七、三三〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三六〇円を加えて得た額</p>
<p>一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一六三、六八〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額</p>
<p>一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一八〇、一六〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額</p>

<p>一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一九六、六三〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三八〇円を加えて得た額</p>
<p>一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二一三、一六〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四〇〇円を加えて得た額</p>
<p>一七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二二九、八八〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四二〇円を加えて得た額</p>
<p>一九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二四六、八六〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、四四〇円を加えて得た額</p>
<p>二〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>二六四、一六〇円に、上欄で二〇三月に加えた月</p>

<p>れ加えて得た月数</p>	<p>数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、四七〇円を加えて得た額</p>
<p>二一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二八一、八二〇円に、上欄で二一五月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、五一〇円を加えて得た額</p>
<p>二二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二九九、八八〇円に、上欄で二二七月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、五四〇円を加えて得た額</p>
<p>二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三一八、三二〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、五七〇円を加えて得た額</p>
<p>二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三三七、一四〇円に、上欄で二五一月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、六</p>

<p>二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一〇円を加えて得た額</p>
<p>二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三五六、三八〇円に、上欄で二六三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六五〇円を加えて得た額</p>
<p>二八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三七六、一一〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、六八〇円を加えて得た額</p>
<p>二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三九六、二四〇円に、上欄で二八七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、七二〇円を加えて得た額</p>
<p>二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四一六、八三〇円に、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、七六〇円を加えて得た額</p>

<p>三一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四三七、九四〇円に、上欄で三一一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、八〇〇円を加えて得た額</p>
<p>三二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四五九、五五〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、八四〇円を加えて得た額</p>
<p>三三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四八一、六二〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、八九〇円を加えて得た額</p>
<p>三四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五〇四、二二〇円に、上欄で三四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、九二〇円を加えて得た額</p>
<p>三五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>五二七、二二〇円に、上欄で三五九月に加えた月</p>

<p>れ加えて得た月数</p>	<p>数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、九六〇円を加えて得た額</p>
<p>三七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五五〇、六六〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、〇〇〇円を加えて得た額</p>
<p>三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五七四、六〇〇円に、上欄で三八三月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、〇二〇円を加えて得た額</p>
<p>三九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五九八、八四〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、〇五〇円を加えて得た額</p>
<p>四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六二三、三八〇円に、上欄で四〇七月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、〇</p>

	八〇円を加えて得た額
四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六四八、三八〇円に、上欄で四一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、〇五〇円を加えて得た額
四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六七二、九四〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、〇七〇円を加えて得た額
四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六九七、七六〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一〇円を加えて得た額
四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七二三、〇九〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一五〇円を加えて得た額

<p>四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>七四八、八六〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一七〇円を加えて得た額</p>
<p>四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>七七四、九二〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、一一〇円を加えて得た額</p>
<p>四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八〇一、三八〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、三一〇円を加えて得た額</p>
<p>五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八二九、一四〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき二、二八〇円を加えて得た額</p>
<p>五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>八五六、三三〇円に、上欄で五一五月に加えた月</p>

れ加えて得た月数	数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、四六〇円を加えて得た額
五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八八五、七九〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき二、五六〇円を加えて得た額
五四〇月	九一九、一〇〇円

別表第十の次に次の一表及び二付録を加える。

別表第十一（第十二条―第十四条関係）

月数	金額
一月以下の月数	一、〇六〇円に月数を乗じて得た額
一二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一一、五八〇円に、上欄で一二月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、一六〇円を加えて得た額

<p>二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二五、五六〇円に、上欄で二三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇五〇 円を加えて得た額</p>
<p>三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三八、一二〇円に、上欄で三五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇五〇 円を加えて得た額</p>
<p>四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五〇、七四〇円に、上欄で四七月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇六〇 円を加えて得た額</p>
<p>五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六三、四六〇円に、上欄で五九月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇七〇 円を加えて得た額</p>
<p>七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>七六、二八〇円に、上欄で七一月に加えた月数に</p>

<p>加えて得た月数</p>	<p>応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇八〇円を加えて得た額</p>
<p>八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>八九、一九〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇九〇円を加えて得た額</p>
<p>九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一〇二、二二〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇九〇円を加えて得た額</p>
<p>一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一一五、三二〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一〇〇円を加えて得た額</p>
<p>一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一二八、五〇〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一</p>

<p>一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一〇円を加えて得た額</p>
<p>一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一四一、七六〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一〇円を加えて得た額</p>
<p>一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一五五、〇八〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一〇円を加えて得た額</p>
<p>一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一六八、四三〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇円を加えて得た額</p>
<p>一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一八一、八三〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇円を加えて得た額</p>

<p>一七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>一九五、二五〇円に、上欄で一七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇円を加えて得た額</p>
<p>一九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二〇八、七〇〇円に、上欄で一九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三〇円を加えて得た額</p>
<p>二〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二二二、二〇〇円に、上欄で二〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三〇円を加えて得た額</p>
<p>二一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二三五、七五〇円に、上欄で二一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、三〇円を加えて得た額</p>
<p>二二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>二四九、三三〇円に、上欄で二二七月に加えた月</p>

<p>れ加えて得た月数</p>	<p>数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一四〇円を加えて得た額</p>
<p>二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二六二、九六〇円に、上欄で二三九月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一四〇円を加えて得た額</p>
<p>二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二七六、六三〇円に、上欄で二五一月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一四〇円を加えて得た額</p>
<p>二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>二九〇、三二〇円に、上欄で二六三月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一五〇円を加えて得た額</p>
<p>二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三〇四、〇六〇円に、上欄で二七五月に加えた月数に应じて、当該加えた月数の一月につき一、一</p>

<p>二八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五〇円を加えて得た額</p>
<p>二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三一七、八五〇円に、上欄で二八七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一五〇円を加えて得た額</p>
<p>三二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三三一、六八〇円に、上欄で二九九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一六〇円を加えて得た額</p>
<p>三三三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三四五、五六〇円に、上欄で三二一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一六〇円を加えて得た額</p>
<p>三三三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三五九、四八〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一六〇円を加えて得た額</p>

<p>三三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三七三、四三〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一七〇円を加えて得た額</p>
<p>三四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>三八七、四四〇円に、上欄で三四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一七〇円を加えて得た額</p>
<p>三五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四〇一、四九〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一八〇円を加えて得た額</p>
<p>三七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四一五、五九〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一八〇円を加えて得た額</p>
<p>三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ</p>	<p>四二九、七四〇円に、上欄で三八三月に加えた月</p>

<p>れ加えて得た月数</p>	<p>数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、一八〇円を加えて得た額</p>
<p>三九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四四三、九三〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、一九〇円を加えて得た額</p>
<p>四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四五八、一八〇円に、上欄で四〇七月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、一九〇円を加えて得た額</p>
<p>四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四七二、四七〇円に、上欄で四一九月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額</p>
<p>四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>四八六、八一〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に依じて、当該加えた月数の一月につき一、二</p>

	<p>〇〇円を加えて得た額</p>
<p>四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五〇一、二〇〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額</p>
<p>四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五一五、六四〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額</p>
<p>四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五三〇、一二〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額</p>
<p>四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五四四、六三〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇〇円を加えて得た額</p>

<p>四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五五九、二〇〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇円を加えて得た額</p>
<p>五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五七三、八二〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇円を加えて得た額</p>
<p>五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>五八八、四六〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇円を加えて得た額</p>
<p>五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数</p>	<p>六〇三、一二〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二〇円を加えて得た額</p>
<p>五四〇月</p>	<p>六一九、二三〇円</p>

付録第一（第九条関係）

$$A \times \frac{P}{1000} + B$$

備考

A、P及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し退職金共済契約の効力が生じた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額

付録第二（第十五条関係）

$$A \times \frac{P}{1000} + B$$

備考

A、P及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

B 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から各月数のうちAの算定に用いた月数分遡つた月において同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金がPに相当する額の掛金月額により納付され、かつ、当該退職金共済契約の効力が生じた日に被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額（みなし加入日が平成三年四月一日前の日である場合においては、同号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」として算定される金額）

（独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正）

第二条 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構法施行令

第十四条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項第二号中「第六条第三項第一号」を「第七条第三項第一号」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十一条第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構債券原簿」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券原簿」に改め、同条第二項第三号中「第六条第三項第一号」を「第七条第三項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第六条第三項第一号」を「第七条第三項第一号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構債券申込証」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券申込証」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とする。

第一条中「独立行政法人労働者健康福祉機構法（以下「法」という。）」を「法」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改め、「又は第二号」を削り、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（評価委員の任命等）

第一条 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号。以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 厚生労働省の職員 一人

三 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の役員 一人

四 学識経験のある者 二人

2 法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課において処理する。

（医療法施行令の一部改正）

第三条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の六中「第七条の二第七項」を「第七条の二第八項」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第四条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第四項中「、労災リハビリテーション作業所の長」及び「労災リハビリテーション作業所、」を削り、同条第五項から第七項までの規定中「、労災リハビリテーション作業所の長」を削る。

第五十一条第二項及び第五十三条第二項中「、労災リハビリテーション作業所」を削る。

第五十五条第二項及び第四項第二号中「身体障害者支援施設に入所している者、」を「身体障害者支援施設に入所している者又は」に改め、「又は労災リハビリテーション作業所に入所している者」を削り、「、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所」を「又は保護施設」に改め、同条第八項中「、保護施設の長若しくは労災リハビリテーション作業所」を「若しくは保護施設」に改め、同条第九項中「、労災リハビリテーション作業所の長」を削る。

第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項中「、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーシ

ヨシ施設をいう。以下この章において同じ。」を削る。

(道路運送車両法施行令の一部改正)

第五条 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「、独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削る。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第六条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

四十八 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二

十七年法律第十七号。以下「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。)附則第十一

条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた

在職期間とみなされる平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法附則第八条第一項の規定により

解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「旧労働安全衛生総合研究所」という。)の

職員としての在職期間及び独立行政法人労働者健康安全機構の職員としての在職期間

第九条の二第七号を次のように改める。

七 平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健

康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号。以下「旧独立行政法人労働者健康福祉機構法」という

。）第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構（旧独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第

一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）及び旧労働安全衛生総合研究所

第九条の四に次の一号を加える。

百二十八 旧独立行政法人労働者健康福祉機構法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構及び旧労働

安全衛生総合研究所

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第十九号中「独立行政法人労働者健康福祉機構（」を「独立行政法人労働者健康安全

機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七

年法律第十七号。以下「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）第四条の規定による

改正前の」に改め、「旧労働福祉事業団」の下に「及び同法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構」を加え、同条第二項第五十六号を次のように改める。

五十六 独立行政法人労働者健康安全機構（平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構を含む。）

附則第三十三条の四中「職員で」の下に「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の」を、「おいては、」の下に「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の」を加える。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第八条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十九 独立行政法人労働者健康安全機構

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正)

第九条 次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)別表第二第一号

二 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)

第二条第一号

三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十二号)附則第二項第一号

四 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令(平成十二年政令第五百五十六号)第一号

五 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令(平成二十五年政令第三号)第一号

六 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

七 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第七十二号）第一号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第九号中「独立行政法人労働者健康福祉機構（」を「独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）第四条の規定による改正前の」に改め、「（平成十四年法律第一百七十一号）」の下に「第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構及び同法」を加える。

第四十三条第七項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第四百四号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

百四 独立行政法人労働者健康安全機構

(都市計画法施行令等の一部改正)

第十一条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

一 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)第三十八条の十

二 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第一条

三 地震防災対策特別措置法施行令(平成七年政令第二百九十五号)第一条

四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)第八十八号

五 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)第一条第三号

六 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第

四項の法人を定める政令(平成十七年政令第四十二号)第一号

七 医療法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三百七十一号)附則第二条第二項

八 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第一号

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

一 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第百八十七号）別表第十二号

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第百六十五号）別表第二第十七号

（計量法施行令の一部改正）

第十三条 計量法施行令（平成五年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 独立行政法人労働者健康安全機構

(産業技術力強化法施行令の一部改正)

第十四条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

別表中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 独立行政法人労働者健康安全機構

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

第十五条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十

六号)の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人労働安全衛生総合研究所の項を削り、同表独立行政法人労働政策研究・研修機構の項中「労働者災害補償保険法」の下に「(昭和二十二年法律第五十号)」を加え、同表独立行政法人労働者健康福祉機構の項を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構	独立行政法人労働者健康安全機構法	厚生労働省令	同条第二項	一般会計(労働者災害補償保険法第
-----------------	------------------	--------	-------	------------------

	<p>(平成十四年法律 第百七十一号) 第 十三条第一項</p>
<p>二十九条第一項の 社会復帰促進等事 業として行われる 業務に係る経理に おける国庫納付金 にあつては、労働 保険特別会計労災 勘定)</p>	

(電波法施行令の一部改正)

第十六条 電波法施行令 (平成十三年政令第二百四十五号) の一部を次のように改正する。

第十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

(確定拠出年金法施行令の一部改正)

第十七条 確定拠出年金法施行令 (平成十三年政令第二百四十八号) の一部を次のように改正する。

第一条の二中「以下同じ。」の下に「、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済（以下単に「退職金共済」という。）を、「当該確定給付企業年金」の下に「、退職金共済」を加える。

第九条の二中「確定給付企業年金」の下に「、退職金共済」を加える。

第二十二条第一項第三号中「次項第三号」を「次項第四号」に改め、同号ハ中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該実施事業所の事業主の実施に係る退職金共済契約（中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。）が解除された場合における同法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額であつて、独立行政法人勤労者退職金共済機構が同項後段の規定により当該資産管理機関に移換するもの

第二十二条第二項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項第三号に掲げる資産 中小企業退職金共済法第十七条第一項後段の規定による申出を行った日

の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

(郵政民営化法施行令の一部改正)

第十八条 郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改める。

(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正)

第十九条 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令(平成十九年政令第三百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人教員研修センター」の下に「、独立行政法人勤労者退職金共済機構」を加え、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同条第四項中「、労災リハビリテーション作業所の長」及び「労災リハビリテーション作業所、」を削り、同条第五項及び第六項中「、労災リハビリテーション作業所の長」を削る。

第六十五条第二項及び第六十七条第二項中「、労災リハビリテーション作業所」を削る。

第六十九条第二項及び第四項第二号中「身体障害者支援施設に入所している者、」を「身体障害者支援施設に入所している者又は」に改め、「又は労災リハビリテーション作業所に入所している者」を削り、「、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所」を「又は保護施設」に改め、同条第八項中「、保護施設の長若しくは労災リハビリテーション作業所」を「若しくは保護施設」に改め、同条第九項中「、労災リハビリテーション作業所の長」を削る。

第三百三条第一項の表第六十四条第一項の項中「、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者

健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。」を削る。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十一条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「別表の規定により次項に規定する月数」を「同項の政令で定める月数に対応する別表の下欄に定める金額に基づき付録の式」に改め、同条第二項中「平成二十五年改正法附則第三十六条第一項」を「同条第一項」に、「第五十五条」を「第三十一条の二第一項及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項」に、「を行った」を「に係る」に改める。

$$\text{付録中「}(A \times P / 1000) \times 1.01^{t/12} + B\text{」を「}\frac{A \times P}{1000} \times 1.01^{t/12} + B\text{」に改める。}$$

付録の備考第一号中「別表の規定により各月数により定まる」を「各月数に対応する別表の下欄に定め

る」に、「第四十三条第二項に規定する」を「各月数のうちAの算定に用いた」に、「場合における」を「場合に」に、「支払われる」を「算定される」に改め、同備考第二号中「 $(A \times P / 1000) \times 1.01^{t/12}$ 」を

$$\left[\frac{A \times P}{1000} \times 1.01^{t/12} \right] \text{に改める。}$$

(厚生労働省組織令の一部改正)

第二十二條 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び運営一般に関すること。

第七條第二項中「並びに同項第十六号」を「同項第十六号」に改め、「衛生に関すること」の下に「並びに同項第十八号に掲げる事務」を加える。

第六十八條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び運営一般に関すること。

第二章 経過措置

(国が承継する資産の範囲等)

第二十三条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第八条第二項の規定により国が承継する資産は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める。

2 前項の規定により国が承継する資産は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、一般会計又は労働保険特別会計労災勘定に帰属させるものとする。

(労働安全衛生総合研究所の解散の登記の嘱託等)

第二十四条 整備法附則第八条第一項の規定により独立行政法人労働安全衛生総合研究所が解散したときは、厚生労働大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

(独立行政法人労働者健康安全機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第二十五条 整備法附則第九条第二項（整備法附則第十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の評価委員は、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 厚生労働省の職員 一人

三 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の役員（平成二十八年三月三十一日までの間は、独立行政法人労働者健康福祉機構の役員） 一人

四 学識経験のある者 二人

2 整備法附則第九条第二項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 整備法附則第九条第二項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災管理課及び同局安全衛生部計画課において処理する。

（国から承継される権利及び義務）

第二十六条 整備法附則第十七条第一項の政令で定める権利及び義務は、厚生労働大臣の所管に属する物品のうち厚生労働大臣が指定するものに係る権利及び義務とする。

(国有財産の無償使用)

第二十七条 整備法附則第十八条に規定する政令で定める厚生労働省の部局又は機関は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課とする。

2 整備法附則第十八条に規定する政令で定める国有財産は、整備法の施行の際専ら前項の部局に使用されている土地、建物、立木竹及び工作物(その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。)とする。

3 厚生労働大臣は、機構の理事長の申請に基づき、機構に対し、前項の国有財産を無償で使用させることができる。

(機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置)

第二十八条 機構についての独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(次項において「共通事項政令」という。)第十三条の規定の適用については、同条第二号中「」の総額」とあるのは「以下この号において単に「契約」という。」の総額(以下この号において「機構契約総額」という。)又は独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十

七年法律第十七号) 附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。

一)との間に締結した契約の総額(以下この号において「旧研究所契約総額」という。一)と、「当該契約の総額」とあるのは「機構契約総額又は旧研究所契約総額」とする。

2 整備法の施行の日の前日の属する年度(共通事項政令第十七条に規定する年度をいう。以下この項において同じ。)に整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下この項において「旧研究所」という。)の理事長に対してされた独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十条の六の規定による届出並びに同年度に旧研究所の理事長が講じた同法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容に係る同条第三項の規定による報告については、機構の理事長が行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十五条及び附則第九条の規定は、

公布の日から施行する。

(特定業種退職金共済契約の退職金に関する経過措置)

第二条 別表第五特定業種(第一条の規定による改正前の中小企業退職金共済法施行令(次条において「旧令」という。))別表第五に係る中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号。以下「中退法」という。))第二条第四項に規定する特定業種をいう。次条において同じ。)に係る中退法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約の同条第七項に規定する被共済者(次条において「別表第五特定業種被共済者」という。))であった者であつて、この政令の施行の日(以下「施行日」という。))前に支給事由が生じたものに係る退職金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に別表第五特定業種被共済者であった日(退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となつた日を除く。))のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる別表第五特定業種に係る中退法第四十三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 別表第五特定業種掛金月額区分(別表第五特定業種に係る第一条の規定による改正後

の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）第十一条第一項第一号に規定する区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに、別表第五特定業種区分掛金納付月数（別表第五特定業種に係る新令第十一条第一項第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（中退法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に別表第五特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）

二 二十四日以上四十二月以下 区分退職金額（別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額）を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）

イ 平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数（平成十年一月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）が三十五月以下である場合 十円に別表第五特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額

ロ イに掲げる場合以外の場合 次の(1)又は(2)に定める額のいずれが多い額

(1) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数

(平成十五年十月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。)に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

(2) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

三 四十三月以上 区分退職金額(別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額)を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額)

イ 平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合(平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 次の(1)又は(2)に定める額のいずれか多い額

(1) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数

に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

(2) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数

に対応する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

2 前項第二号ロ(1)及び第三号ロ(1)の換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第六の下

欄に定める金額の百分の一の金額のうち、平成十五年十月一日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、当該平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 前項の規定は、第一項第二号ロ(2)及び第三号ロ(2)の換算月数について準用する。この場合において、前

項中「新令別表第六」とあるのは、「旧令別表第五」と読み替えるものとする。

4 第一項第二号ロ及び第三号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百四十号）による改正前の中小企業退職金共済法施行令（次号において「平成十二年令」という。）別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 三十六月以上 別表第五特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百二十七号）附則第四条第二項に規定する換算月数を加えた月数に応じ平成十二年令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、別表第五特定業種区分掛金納付月数について同条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

5 前項の規定は、第二項（第三項において準用する場合を含む。）の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第五特定業種区分掛金納付月数に」とあるのは、「平

成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に」と読み替えるものとする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

第四条 新令第十二条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置）

第五条 新令第十三条の規定は、中退法第五十三条の従業員が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、当該従業員が施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

第六条 新令第十四条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となった場合における掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

第七条 新令第十五条の規定は、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（電波法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 機構は、第十六条の規定による改正前の電波法施行令第十五条第四号に掲げる独立行政法人が施行日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第四百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなす。

（国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）

第九条 独立行政法人労働者健康福祉機構の理事長は、施行日前においても、第二十七条第二項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、施行日において、機構の理事長がした同条第三項の規定による申請とみなす。

理由

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係政令の整備等を行うとともに、独立行政法人労働者健康安全機構が承継する資産に係る評価委員の任命その他の必要な経過措置を定める必要があるからである。